

退職職員の再就職状況の届出及び公表に関する要綱

第1 趣旨

この要綱は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）、職員の退職管理に関する条例（平成28年広島県条例第3号。以下「条例」という。）及び職員の退職管理に関する規則（平成28年人事委員会規則第3号）に定めるもののほか、知事部局の一般職の職員（臨時的に任用された職員、条件付採用期間中の職員及び非常勤職員を除く。）の再就職状況の届出及び公表に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 再就職に係る届出

条例第3条に基づく任命権者への届出は、人事委員会が定める様式に、別紙様式を添付した上で、総務局人事課に提出するものとする。

第3 再就職状況の公表

知事は、第2の規定により届出の提出を受けた者について、その再就職の状況（その者の氏名、退職時役職名、退職年月日、再就職先名称、再就職先役職名及び再就職年月日）を公表するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年1月1日から施行する。
- 2 職員の再就職に関する取扱要綱（平成20年2月1日施行）は、廃止する。

(別紙様式)

再就職に関する届出

平成 年 月 日

広島県知事様

所 属
職・氏名

印

再就職に関して、人事委員会が定める様式に従い、届け出ます。
なお、「退職職員の再就職状況の届出及び公表に関する要綱」に基づき、再就職状況を公表することについて同意します。

【参考】働きかけの禁止

対象者	対象事務・対象行為	規制内容	期間
営利企業等への全ての再就職者	県と再就職先との間の契約等事務であって離職前5年間の職務に属するものに関する働きかけ	禁止	離職後2年間
	県と再就職先との間の契約等事務であって自らが決定したものに関する働きかけ		定めなし
離職前5年より前に本庁局長級であった再就職者	県と再就職先との間の契約等事務であって離職前5年より前の当該職としての職務に属するものに関する働きかけ		離職後2年間
離職前5年より前に本庁部長級及び本庁課長級であった再就職者			